

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成29年6月19日（平成29年（行情）諮問第257号）

答申日：平成30年1月19日（平成29年度（行情）答申第427号）

事件名：特定法人に対する犯則調査の結果が取りまとめられた文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定法人の不正会計問題で2014年3月期までの3年間で400億円規模にのぼる粉飾決算をした疑いがあるとする調査報告書（類する書類を含む）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年4月11日付け証監委第2505号により証券取引等監視委員会事務局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、本件対象文書の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び補正書の記載によると、以下のとおりである。

本件は、報道その他又は行政庁においても事実把握が周知の事実であり、本件不開示理由とする法令の適用は権限濫用であると認識し、その認識は合理的かつ整合性を有している。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が処分庁に対して行った平成29年3月3日付け行政文書開示請求（同月14日受付。以下「本件開示請求」という。）に関し、処分庁が、同年4月11日付け行政文書不開示決定通知書（証監委第2505号）において本件開示請求に係る行政文書の全部を不開示とした原処分については、以下のとおり、これを維持すべきものと思料する。

#### 1 本件開示請求に係る行政文書について

本件開示請求に係る行政文書は、本件対象文書である。

なお、処分庁が審査請求人に対し本件開示請求の趣旨について確認したところ、開示請求の対象とする文書は、課徴金調査に係るものではないとのことであった。

## 2 原処分について

原処分は、本件対象文書について、その存否を答えるだけで法5条2号イ及び同条4号に規定する不開示情報を開示することになるとして、法8条に基づき、その存否を明らかにせず不開示とする旨の決定を行った。

## 3 原処分の妥当性について

### (1) 本件対象文書について

ア 本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。そして、証券取引等監視委員会は、上場企業等が金融商品取引法に基づいて公衆縦覧する有価証券報告書等について、投資者保護の観点から、重要な事項につき虚偽の記載がないか否かを調査し、調査の結果、重大な虚偽記載が認められた場合には、課徴金納付命令の勧告や犯則事件の告発を行っている。

そうすると、本件開示請求は、一義的には、課徴金調査や犯則調査の調査結果について取りまとめられた報告書を幅広く対象とする趣旨であると解されるところ、前記1のとおり、処分庁が審査請求人に確認したところによれば、本件開示請求は課徴金調査に係る調査報告書に係るものを含まないとのことであることから、結局、本件対象文書は、上記粉飾決算により特定法人が有価証券報告書等に重大な虚偽記載を行った疑いについて、犯則調査の結果が取りまとめられた文書を指すものと解される。

イ 処分庁は、このような本件対象文書について、その存否を明らかにしないで不開示とする決定（原処分）を行っていることから、以下、その妥当性について検討する。

### (2) 存否応答拒否の妥当性について

#### ア 法5条2号イ該当性について

本件対象文書の存否を明らかにすると、特定法人が2014年3月期までの3年間で400億円規模に上る粉飾決算をした疑いで犯則事件の調査の対象となった文書の有無（以下「本件存否情報」という。）が明らかになることになり、ひいては、特定法人を対象とした犯則事件の調査の進捗状況や事実解明の内容等が明らかとなる。

そして、犯則事件の調査は、金融商品取引法に違反する行為の中でも、特に重大・悪質な違反行為について、検察官への告発により刑事訴追を求めることを目的として実施される調査活動であるところ、その調査の途中段階において、調査の進捗状況や事実解明の内容等が明らかにされることは、未だ確定されていない事実関係等を基に、様々な憶測等を招くこととなり、特定法人に対する信用を著しく低下させ、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが認められることは明

白である。

したがって、本件存否情報は、法5条2号イの不開示事由に該当する。

#### イ 法5条4号妥当性について

また、個別の事件の犯則調査のために作成する文書については、その文書の存否を答えるだけで、犯則事件の調査の進捗状況や事実解明の内容等を推知し得ることから、現に犯則事件の調査中の事案にあっては、当該事件の事件関係者等に罪証隠滅等を行うおそれが生じるなど、調査活動に支障を及ぼし、既に調査が終了している場合であっても、同種の犯則行為を企図している者等において、犯則行為を潜在化、巧妙化させるなど調査活動に対する対抗措置を講じる機会を与えることは否定できず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件存否情報は、法5条4号の不開示情報にも該当する。

#### ウ 小活

以上のとおり、本件対象文書については、その存否を答えるだけで法5条2号イ及び4号に規定する不開示情報を開示することになることから、法8条に基づき、その存否を明らかにせず不開示とした原処分は妥当である。

#### 4 結語

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当であるから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年6月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月6日 審議
- ④ 同月14日 審議
- ⑤ 平成30年1月17日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条2号イ及び4号の不開示情報を開示することとなるとして、法8条に基づき、その存否を明らかにせず開示請求を拒否する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は原

処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

## 2 存否応答拒否の妥当性について

(1) 本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、諮問庁の上記第3の(1)アの説明を踏まえれば、本件対象文書の存否を答えることは、特定法人が平成26年3月期(2014年3月期)までの3年間で400億円規模に上る粉飾決算をした疑いで犯則事件の調査の対象となった文書の有無(本件存否情報)を明らかにすることとなると認められる。

(2) 証券取引等監視委員会の特定法人に対する犯則事件の調査の実施の有無及び当該事実に関する公表事実の有無に関し、当審査会事務局職員をして、金融庁、証券取引等監視委員会及び特定法人の各ウェブサイトを確認させたところ、証券取引等監視委員会が特定法人に対して、犯則事件の調査を実施したという記載や、特定法人が証券取引等監視委員会から犯則事件の調査を受けた等の記載は認められず、また、当該犯則事件の調査が終了した旨の記載も認められなかった。

もっとも、その過程において、平成28年12月に証券取引等監視委員会委員長が交代した際の退任及び就任の記者会見において、新・旧両委員長が当該調査の実施を認める発言をした旨の情報にも接したため、当審査会事務局職員をして諮問庁にこの点を確認させたところ、諮問庁は、当該調査の実施に係る具体的な疑いの内容、調査経過及び結果等について両委員長は何ら発言をしておらず、また、そのほか金融庁や証券取引等監視委員会のウェブサイト等において当該調査に関する公表をした事実もない旨説明しており、この説明を否定するに足りる事情は認められない。

以上によれば、本件犯則事件の調査に係る情報については、当該調査が実施されたという情報は公にされているものの、それを超えて具体的な情報は公表されていないと認められる。

(3) このような状況において本件存否情報を公にした場合、証券取引等監視委員会において、本件開示請求の時点までに、特定法人が平成26年3月期(2014年3月期)までの3年間で400億円規模に上る粉飾決算をしたとの疑いがあると判断したものと受け取られ、本件対象文書の文言によれば、仮に本件対象文書が存在したとしても、必ずしもそれが証券取引等監視委員会の最終的な判断内容を取りまとめた報告書であることを意味するものではないにもかかわらず、その評価結果が一人歩きすることで様々な臆測や混乱を招くなどし、そのことによって特定法人に対する信用が更に低下する可能性はないとはいえない。

そうすると、本件存否情報を公にすれば特定法人の権利、競争上の地

位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し  
難い。

- (4) したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条2号イの不  
開示情報を開示することとなるため、同条4号について判断するまでも  
なく、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請  
求を拒否すべきものと認められる。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示す  
ることとなる情報は法5条2号イ及び4号に該当するとして、その存否を  
明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同条2  
号イに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、  
妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子